

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目次

◇選管告示

鳥取県議会議員補欠選挙の実施

鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の開催計画

鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の演説の順序を決定するくじを行う日時等

鳥取県議会議員補欠選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員補欠選挙における候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県知事選挙及びこれと同時にを行う鳥取県議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序

◇鳥取県議会議員補欠選挙

鳥取市選挙区選挙長告示 鳥取県議会議員補欠選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員補欠選挙

米子市選挙区選挙長告示 鳥取県議会議員補欠選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項及び第百十九条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員補欠選挙を昭和五十三年三月九日に鳥取県知事選挙と同時に行うので、同法第三十四条第六項の規定により告示する。

なお、鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき選挙区及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき選挙区及び選挙すべき議員の数

鳥取市選挙区 一人

米子市選挙区 一人

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により

告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
鳥取市	鳥取市幸町 一三九番地	富本 勇	鳥取市寿町 六〇七番地	山崎 藤三
米子市	米子市尾高 一、六四二番地	東 善次	米子市上福原 一、四五九番地	勝部 可盛

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市尚徳町一六番地	鳥取市役所
米子市	米子市中町二〇番地	米子市役所

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により次のとおり定める。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

裏
折目

表
折目

備考

- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

こうほしやしめい 候補者氏名	<p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 こうほしやしめい、らんないひとりか 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 こうほしやものしめいか 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
-------------------	---

昭和五十三年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
---------------------------	-----------------------

裏

表

--

昭和五十三年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
---------------------------	-----------------------

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の開催計画を鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条例同条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 立会演説会の方法

班別編成による。

二 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

鳥取市選挙区

月 日	曜 日	時 間	開 催 市	会 場
三月十二日	日	午後七時	鳥取市	鳥取市民会館大ホール
三月十四日	火	"	"	鳥取県農協会館大会議室
三月十五日	水	"	"	鳥取市立湖東中学校体育館

米子市選挙区

月 日	曜 日	時 間	開 催 市	会 場
三月十三日	月	午後七時	米子市	米子市公会堂大ホール
三月十四日	火	"	"	米子市立弓ヶ浜中学校体育館
三月十五日	水	"	"	米子市立箕蚊屋小学校体育館

三 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 五人以内

演説の時間 一の班に属する候補者の数が四人以内の場合 三十分以内

一の班に属する候補者の数が五人の場合 二十五分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会において鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第五条第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）第六条の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	日 時	場 所
鳥取市	昭和五十三年三月八日 午後五時十分	鳥取市尚徳町二一六番地 鳥取県選挙管理委員会事務局
米子市	昭和五十三年三月八日 午後五時十分	米子市中町二〇番地 米子市役所第三会議室

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

選挙区	場 所	日 時
鳥取市	鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所第一応接室	昭和五十三年三月二十二日 午後一時
米子市	米子市中町二〇番地 米子市役所第三会議室	昭和五十三年三月二十二日 午後一時

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は次のとおりであるので、同法第九十六条の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥取市	百七十八万四千三百円
米子市	百七十七万八千円

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時に進行鳥取県議会議員補欠選挙における投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所において行ふ投票の順序及び開票を同時に行ふ開票所以外の開票所において行ふ開票の順序を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条の規定により次のとおり定める。

昭和五十三年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

- 一 投票の順序
 - (一) 鳥取県知事選挙の投票
 - (二) 鳥取県議会議員補欠選挙の投票
- 二 開票の順序
 - (一) 鳥取県知事選挙の開票
 - (二) 鳥取県議会議員補欠選挙の開票

鳥取県議会議員補欠選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたの

で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県議会議員補欠選挙鳥取市選挙区選挙長 富本 勇

一 場所 鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市選挙管理委員会事務局

二 日時 昭和五十三年三月十六日 午後五時十分

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときをくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十三年三月七日

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長 東 善次

一 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所第三会議室

二 日時 昭和五十三年三月十六日 午後五時十分

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】